

# 地方分権の進展に対応した行政に実効性確保のあり方に関する検討会報告書(概要)

## 第1部 現状と本検討会の問題認識

### 第1章 地方自治体における実効性確保の重要性

- ・履行確保が求められる法律の増加
- ・地方自治体の権限・裁量の拡大
- ・社会経済状況の変化に伴う政策課題の発生
- ・住民と行政の関係の変化
- ⇒ 従来の給付的手法、行政刑罰等の限界
- ・権限行使・不行使に対する説明責任の拡大

### 第2章 行政上の実効性確保に関する制度

- ・行政代執行法を中心とする抑制的な体系【別紙参照】と総じて低調な運用状況
- ・現行法との関係について整理・検討を要する制度運用の存在
- ・地方自治体による強制執行をめぐる裁判例

### 第3章 本検討会における検討と問題認識

- 《検討》
- ・政策課題の解決手法は多様。もっぱら行政上の強制執行に期待することは適当でない
  - ・対象とする義務の範囲と強制執行手段の態様を相関させて検討することが必要
  - ・行政刑罰の対象を、真に刑罰に値するものに限定し、刑罰本来の機能を回復する必要
  - ・直接強制等に関する評価・経過等を客観的に検証し、検討の俎上に載せることが適当

《問題認識》 政策課題の性質・内容に照らし、その解決のためには、行政上の強制執行が最も適切な手法と認められるときには、これを過不足ない程度・態様によって行使できるよう、必要な制度を整備することが望ましい。

## 第2部 改革の方向性

### 第1章 現行制度の活用・拡充

- 現行制度の活用・拡充
- ・立案時の履行確保や強制執行手段を見通した検討の確保
  - ・個別法による強制執行手段の創設・拡充
  - ・地方自治体での代執行の活用



- 制度体系に関する検討
- ・行政法の一般原理の探究
  - ・即時執行の位置づけの整理
  - ・条例による独自規制への配慮(地方自治法による行政代執行法の特例創設など)
  - ・地方自治体のニーズ・提案に基づく進め方

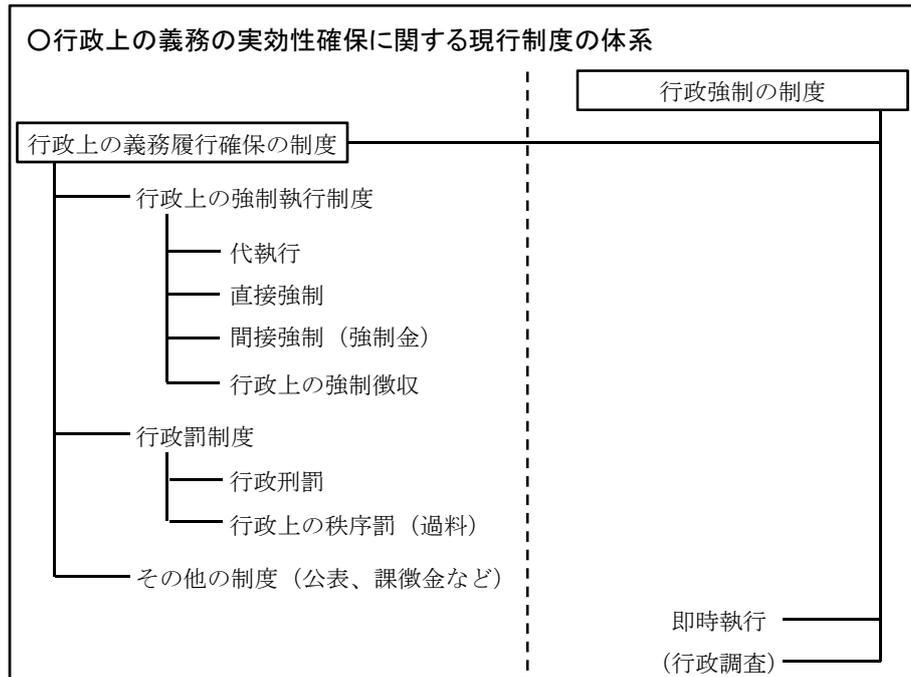
将来的に

### 第2章 体系的な法制化に関する検討

- ・一般法と個別法による体系的な法制化

### 第3章 更なる検討課題

- ・司法の関与
- ・手続・救済の充実
- ・執行体制の整備



### 《行政上の強制執行制度》

行政上の義務の不履行があった場合に、行政機関が何らかの強制的な手段を用いて義務者にその義務を履行させ、又はその履行があったに等しい状態を実現するもの。

#### ○代執行

代替的作為義務が履行されないときに、行政庁が自ら義務者がなすべき行為をし、又は第三者にこれを行わせ、要した費用を義務者から徴収するもの（例：違反建築物について、除却命令が履行されない場合、行政が代わって解体）。

#### ○直接強制

義務が履行されないときに、義務者の身体又は財産に対し直接に力を行行使して、義務の履行があった状態を実現するもの（例：成田空港周辺の団結小屋の除去）。

#### ○間接強制（強制金）

義務が履行されないときに、一定額の過料を課すことを通告し、義務が履行されないときには、その都度、過料を徴収するもの（例：砂防工事を拒否する土地所有者に対して、過料を科すことを予告して工事の受入れを命令）。

### 《行政罰制度》

行政上の義務違反に対し制裁として罰を科すもの。

#### ○行政刑罰

行政罰のうち、刑法上の刑罰（例：消防用施設等の設置基準違反に対する措置命令に従わない者に対し、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）。

#### ○行政上の秩序罰（過料）

行政罰のうち、刑罰ではない金銭罰（例：正当な理由がなく、住民基本台帳法に基づく転出入の届け出をしない者に対し5万円以下の過料）。

### 《即時執行》

義務があらかじめ命じられることを前提とせず、直接に行政上の望ましい状態を実現するもの（例：感染症予防法における強制入院、屋外広告物法における簡易除却など）。

# 「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会」報告書のアウトライン

( ) 内は報告書の記載ページ

## 1. 地方自治体における動き

○地方自治体は、社会経済状況の変化に伴う政策課題の発生に直面（2～3ページ）

○地域の政策課題に対応するため、規制等を行う独自条例を積極的に制定

（例1）空き家対策（3、21ページ）

多くの地方自治体では、空き家対策条例を制定し、その中で、指導、命令等を規定。さらに、命令に従わない場合の代執行を規定している例も

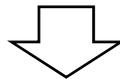
（例2）児童ポルノ防止対策（21～22ページ）

京都府では、児童ポルノ記録の保管を禁止し、違反者に対して消去命令を発することができる条例を制定

## 2. 規制の実効性を確保する手法

○規制の実効性を確保するため、これまでは、補助金や行政指導などのマイルドな手法を多用。しかし、近年、限界が生じているとの指摘（6ページ）

○また、法令・条例が定める義務には行政刑罰が広く規定。しかし、実際に適用される事例は極めて限定的（6、27ページ）



○地方自治体では、政策課題の解決のためとり得る手法のうちから、最も適切なものを選択し、過不足のない程度・態様で行使することが求められるように（7～8、30ページ）

○これまであまり用いられていなかった行政上の強制執行（義務履行強制）についても、検討の俎上に載せることが適当（8ページ）

## 3. 行政上の強制執行に関する問題点・制約

○代執行については、次のような問題点・制約がある

・総じて十分に活用されていない

（例）建築行政、屋外広告物行政、産業廃棄物行政（15～17ページ）

- ・要件や手続は法律に留保されており、条例で変更できない  
(参考) 位置づけが不明確な自然公園条例 (22 ページ)

○直接強制、間接強制 (強制金) については、次のような問題点・制約がある

- ・現行法上、定めている例はごくわずか (18 ページ)
- ・条例で定めることができない  
(参考) 横浜市プレジャーボート条例事件の争点 (21 ページ)  
京都府児童ポルノ規制条例の解釈 (21~22 ページ)

#### 4. 改革の方向性

○行政上の強制執行に関する問題点・制約を解決するため、次のような改革を行うことが考えられる

##### (1) 現行制度の活用・拡充

○考えられる改革の内容

- ①各府省や地方自治体での立案時における履行確保や強制執行手段を見通した検討の確保 (31 ページ)
- ②個別法による強制執行手段の創設・拡充 (31~34 ページ)
  - ・代執行の要件・手続の緩和・明確化、費用の事前徴収制度の創設
  - ・直接強制の創設
  - ・間接強制 (強制金) の創設
  - ・行政刑罰又は行政上の秩序罰とのふりわけ
- ③地方自治体での代執行の活用 (34 ページ)

○並行して求められる制度体系に関する検討 (35~38 ページ)

(例) 条例で定める一部の義務 (物の引渡し等) については、地方自治法に根拠を置き、条例で定めることで、間接強制 (強制金) や直接強制を可能とすることが考えられる (36 ページ)

##### (2) 体系的な法制化に関する検討

○個別法の整備が進むときには、一般法・個別法として体系的に法制化することが考えられる (39 ページ)

- ・一般法：強制執行手段の種類や基本原則、要件や手続など共通する事項を規定
- ・個別法：一般法を受けてとるべき強制執行手段を選択して規定